

意見書

2012年8月8日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

情報通信は我が国の社会・経済活動の重要な基盤としての役割を果たしており、国民生活の利便性向上、経済活性化、国際競争力の強化等を実現する上で、ブロードバンドの普及促進が重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、政府において、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」が策定されました。公正競争レビュー制度（以下、「本制度」という。）は、「光の道」の実現に向けた、我が国の基幹的政策であるブロードバンドの普及促進とその実現の前提条件たり得る公正競争環境の実現のため、毎年度の継続的なチェック及び包括的な検証を行うものであると認識しています。

本制度の前身と位置づけることが出来る競争セーフガード制度においては、指導の発出等により、一定の効果があつたものの多くの検証項目において注視という結果が繰り返され、検証プロセスそのものが形骸化し、必ずしも十分に有効な制度として機能してこなかったことや検証対象である各規制・制度自体の検証が行われてこなかったこと等、課題が存在していたものと考えられます。本制度については、競争セーフガード制度の運用において得られた経験等も踏まえ、運用方法等の抜本的な見直し等を実施頂くと共に、本制度の検証対象たる制度そのものの適正性の検証等も行うことにより、現在市場において起きている問題を柔軟かつ実効的に解決しうる検証制度として頂くことを要望します。

なお、市場において、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合や東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西殿」という。）の活用業務に関する申請増によるなし崩し的な業務範囲拡大等、長期的な視点において公正競争環境が損なわれる施策等が実施されており、ひいては一般消費者が利益を享受する機会を奪われることにもつながりかねません。また、NTT新社長の発言（2012年7月2日 通信興業新聞第1面）を見るに、グループ連携の強化、NTT東西の子会社を通じた業務拡大が示唆されていることも懸念されます。総務省殿においては、2009年のNTT西日本殿による接続情報の目的外利用に係る事案の発覚や未然の防止等に至らなかったこと等を踏まえ、同様の事態に至らないように、即時必要な措置を講じる等、対応頂きたいと考えます。

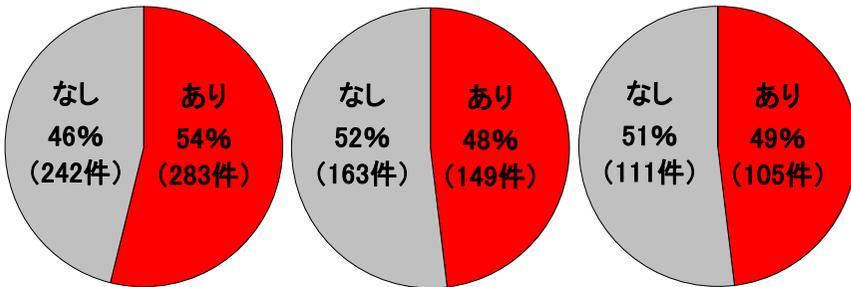
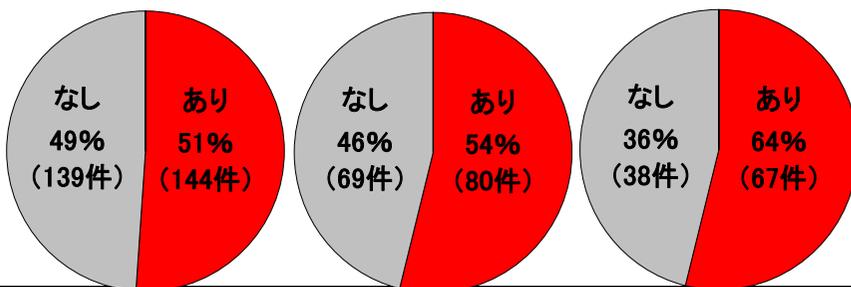
以上を踏まえた上で、次頁より、本制度の検証項目に関する弊社共意見を述べさせていただきます。

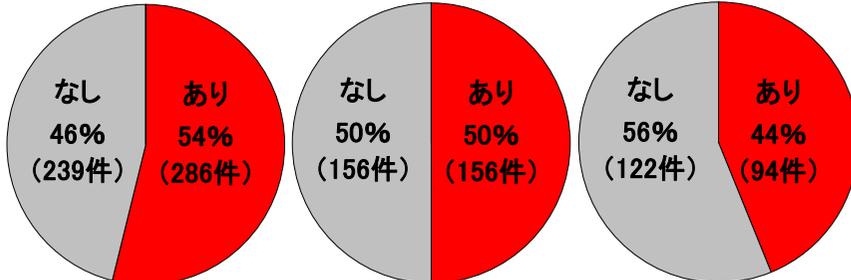
検証結果案			意見
1. 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>第一種指定電気通信設備の指定要件については、競争セーフガード制度の検証において示されている下記考え方について、特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにも係らず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や NTT 東西殿を競争上不利な状況に置くまたはお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。 - メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。 <p>今年度のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、「本制度」という。)においても、例えば FTTH 市場について、NTT 東西殿の契約数のシェアは 74%と依然として高いこと等を鑑みるに、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。</p>

検証結果案		意見
	イ 指定の対象に関する検証	<p>NTT 東西殿の地域 IP 網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)や光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により NTT 東西殿のシェアが依然として高い水準を維持していること等から、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきです。</p>
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>NTT-NGN の指定電気通信設備化については、サービス開始前から議論がなされ、PSTN での競争政策議論を活かしたネットワーク構築が当初より可能であったと考えます。しかし、NTT 東西殿は、自ら構築した NTT-NGN については指定電気通信設備の対象外という独断的考え方を当初より主張しており、その結果接続事業者には開放されない閉鎖的なネットワーク構築思想で推し進められたことは、過去に経験した PSTN と同等の論争(独占かつ閉鎖的ネットワークの開放論議)を繰り返す状況となっています。</p> <p>弊社共グループは、フレッツ光ネクスト(NTT-NGN)上で新たなサービス提供を行うため、以前より NTT 東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきましたが、その回答及び対応については、必ずしも前向きな検討をしていただけていないとの認識を持っています。</p> <p>この状況から、今後の協議等を円滑に進めるためには、NTT 東西殿において、積極的な情報の開示と迅速な検討及び対応を強く求めます。NTT-NGN 上のサービスにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図るため、NTT-NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT 東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。</p>

検証結果案		意見
		<p>①具体的な要望があること</p> <p>『「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)』において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。」とありますが、NTT 東西殿からの開示情報が限られている状況下であることを考慮すれば、接続事業者から出されるアンバンドル要望については、全て「具体的な要望」とみなすこと</p> <p>②技術的に可能であること</p> <p>『「接続の基本的ルールの在り方について(答申)」(1996年12月19日)』において「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた通り、NTT 東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきであると考えており、仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT 東西殿は、接続事業者が検証可能なように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うこと</p> <p>また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用した説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと</p> <p>③過度に経済的な負担がないことに留意</p> <p>アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続</p>

検証結果案		意見				
		<p>事業者負担とするのではなく、本来、基本機能として具備する機能やNTT東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担のあり方については、協議をもって解決すること</p> <p>また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理性についても、接続事業者側で検証が行えるように、十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者においても開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うこと</p>				
(3) 禁止行為に関する検証	イ 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について	<p>(ア) NTT 116 窓口におけるフレッツ光の営業</p> <p>NTT東西殿の116窓口において、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為(以下、「116 勧誘」という。)について、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI 株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。</p> <p>NTT東西殿は、116 勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとされていますが、現に当該事象は継続的に生じており^{※1}、問題は改善されていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。</p> <p>※1 Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果</p> <table border="1"> <tr> <td>調査時期</td> <td>2010年6月</td> <td>2011年7月</td> <td>2012年7月</td> </tr> </table>	調査時期	2010年6月	2011年7月	2012年7月
調査時期	2010年6月	2011年7月	2012年7月			

検証結果案			意見			
			回答総数	525 件	312 件	216 件
			<p>Q1: 116窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL事業者へ連絡するようという案内を116窓口オペレータから受けましたか？ (対象: 全アンケート回答者対象)</p>			
			<p style="text-align: center;">2010年6月 2011年7月 2012年7月</p> 			
			<p>Q2: その際に、「Yahoo! BB」という具体的な名前を116窓口オペレータが発言しましたか？ (対象: Q1で「利用中ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p>			
			<p style="text-align: center;">2010年6月 2011年7月 2012年7月</p> 			

検証結果案		意見												
		<p>Q3:NTTが提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか？ (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>2010年6月 2011年7月 2012年7月</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>なし (%)</th> <th>あり (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010年6月</td> <td>46% (239件)</td> <td>54% (286件)</td> </tr> <tr> <td>2011年7月</td> <td>50% (156件)</td> <td>50% (156件)</td> </tr> <tr> <td>2012年7月</td> <td>56% (122件)</td> <td>44% (94件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)「NTTIDログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定しうるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当する疑いが強いものと考えます。後述の一括請求の動きにもあるように、昨今、NTT グループの連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。</p>	時期	なし (%)	あり (%)	2010年6月	46% (239件)	54% (286件)	2011年7月	50% (156件)	50% (156件)	2012年7月	56% (122件)	44% (94件)
時期	なし (%)	あり (%)												
2010年6月	46% (239件)	54% (286件)												
2011年7月	50% (156件)	50% (156件)												
2012年7月	56% (122件)	44% (94件)												
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	後述の統合請求等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進展しています。当該事象等は、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、												

検証結果案		意見
		NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、NTT の在り方の見直しを含む包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要と考えます。
(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証		<p><全般について></p> <p>NTT 東西殿における機能分離等の措置は、2015 年頃を目途に全ての世帯における超高速ブロードバンドサービス利用を実現する「光の道」構想の実現のため、サービス競争の促進等の観点から導入された施策であると理解しています。従って、総務省殿においては、「光の道」構想が実現可能か、また機能分離がサービス競争等を十分に促進させる措置となっているかについて、超高速ブロードバンドサービスの利用率や市場シェア等の推移も含め、十分に検証すべきと考えます。</p> <p><NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置報告について></p> <p>NTT 東西殿が 2012 年 6 月 29 日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置報告書については、主に以下の点が問題と考えます。従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT 東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。</p> <p>1. 電気通信事業法第 31 条第 3 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施</p>
(5) 機能分離の運用状況に関する検証		

検証結果案	意見
	<p>状況に関する事項</p> <p>イ. (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれ <p>ロ. (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合研修や e-ラーニングの内容が公開されておらず、十分な研修内容になっていないおそれ ・ 事前確認・事後点検の手法が不明確であり、仮に書面のみで実施され、立入検査等、実際の監査は実施されていないとすれば不十分 ・ 再委託先の監督の方法が不明確であり、十分な監査が行われないおそれ <p>2. 電気通信事業法第 31 条第 5 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項</p> <p>イ. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体系の報告が、設備部門のみの掲載となっており、他部門も全て掲載しなければ、組織の妥当性について検証不可能 ・ 新旧でどのように変わったか、不明であり、十分な対処になっているか確認不能 <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ推進部の部門名が公表されておらず、利用部門に存在しているおそれ <p>二.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本規程は、具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認する

検証結果案	意見
	<p>項目であるにも係らず、一切の公開がなされていないことから、十分な外部検証性が確保されていない</p> <p>へ. (6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続関連情報を居室から持出すことは、原則禁止されていない。仮に、持ち出しを許可する場合は、その条件が限定列挙されていない <p>ト. 及びチ(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分 ・ 納期に係る平均日数は公表に資するデータであるにも係らず、公開されていないことから、接続約款等の納期内であっても、接続事業者と NTT 東西利用部門で日数に差異があるかどうか等、同等性の外部検証が不可能
2. 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>(ア) NTT グループ統合請求</p> <p>本年 7 月 1 日より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策について総務省殿は、「当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律により NTT 東日本及び NTT 西日本に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められます」として、NTT グループ各社に対し、行政指導を行っているところです。本指導において、公正競争環境は一定程</p>

検証結果案	意見
	<p>度確保されたものの、本施策により、NTTグループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス株式会社殿へと集約され、「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿の元に統合されることについては、NTTグループの組織の再統合・独占回帰という、より本質的な問題が依然として存在します。従って、本件については、引き続き、公正競争確保の観点から、当該施策の実施自体の妥当性や実施する場合の条件(同等性等が確保され、不当な競争環境が惹起されないか)の妥当性について、オープンな場で十分な時間をかけて検証していくことが必要と考えます。その際は、当然総務省殿の検証結果等を公開したうえで、判断基準・検証方法の妥当性について外部検証性を確保するとともに、個別の協議状況等に係る競争事業者の意見も聴取するべきです。</p> <p>また、こうしたグループ統合施策等について、NTTグループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。これは、ある企業が不当廉売を行った場合、短期的には消費者の利益になりますが、長期的には廉売を行っている事業者自らと同等またはそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせることになり、結果として、良質・廉価な商品または役務が提供されなくなり、消費者の不利益につながるおそれがあることと同様です。こうした行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において、明確に禁止されています。従って、政策決定者の方々におかれましては、是非とも「一事業者の短期的な視点での利便性向上」のためではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するための政策を今後も実施していただくことを望みます。</p>

検証結果案	意見
	<p>なお、万が一、今回の統合請求にあたり新設された「NTT tabalポイント」サービスによるポイント還元等による実質的なセット割引や、本施策を先例としたお客様相談窓口、保守対応、営業等の統合を今後 NTT グループが実施する場合、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、NTT 再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即刻、NTT 組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。</p> <p>(イ) 活用業務制度について</p> <p><制度全般について></p> <p>そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西 NTT の地域網のオープン化を徹底させるための措置」等を NTT 東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開放政策により、ADSL 市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、IP 網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、NTT-NGN や光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると考えます。</p> <p>また 2011 年 11 月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)が施行され、NTT 東・西殿による活用業務制度が認可制から</p>

検証結果案	意見
	<p>届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、2011年12月21日にNTT東日本殿から「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」(以下、「ASP サービス」という。)が申請されたことを皮切りに、2012年4月27日には同じくNTT東日本殿から「サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービス」(以下、「クラウドサービス」という。)、同年5月21日には、NTT西日本殿からASPサービスが申請されています。認可制時代は、申請数が年間平均1.1件であったことを踏まえると、届出制への移行後は半年で3件と、実に5倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかです。</p> <p>また、NTT東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、本年6月22日、NTTの新社長は所信表明において、「NTT東、西の業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」(2012年7月2日 通信興業新聞第1面)と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると言わざるを得ません。</p> <p>従って、活用業務制度についてはただちに廃止したうえで、真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。また、そもそも活用業務制度の導入の際に参考とされた米国における1982年のAT&Tの同意審決においては、旧AT&Tグループの資本分離を含んだ完全分割と引換え</p>

検証結果案	意見
	<p>であったこと、及び、1996 年の米国の通信法改正においても、その組織形態が検討の前提にあったことを踏まえると、今後活用業務制度を継続させるのであれば、速やかに NTT の組織形態の在り方を検討すべきです。</p> <p>なお、活用業務制度が廃止されるまでは、最低限、届出からサービス開始までの間に審議会等の公の場で十分に議論する等、慎重な制度運用を要望します。</p> <p><上位レイヤへの進出について></p> <p>上述のとおり、今般 NTT 東西殿においては、ASP サービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出が目立っています。しかしながら、現行制度において NTT 東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されている理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため」(「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」2000年12月21日 電気通信審議会より抜粋)と挙げられていることを踏まえると、こうした上位レイヤへの進出は、「ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれ」があることが明らかであるため、活用業務としても本来、認められるべきでないと考えます。</p> <p>また、「ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と2011年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT 東西殿が ISP 業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありま</p>

検証結果案	意見
	<p>すが、仮に NTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図することとなれば、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、NTT 再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即刻、NTT 組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。</p> <p>(ウ) NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為</p> <p>NTT 東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿のサービスに割引を付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらは NTT グループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成 9 年郵政省告示第 664 号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(八)(九)に実質的に該当するものと考えます。総務省殿においては、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じていただきたいと考えます。</p> <p>・NTT 東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件に NTT コミュニケーションズ殿の ISP 料金の値下げ提案を同一の NTT 東日本営業担当者が実施 等</p> <p>(エ) NTT グループ会社間の役員等の人事異動禁止</p> <p>NTT 持株殿を中心とした戦略的な人材配置^{※2}については、なし崩し的なグループの再統合、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。NTT の在り方を含む競争ルール全体の枠組</p>

検証結果案	意見
	<p>みの見直しに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。</p> <p>※2 別添資料①参照</p> <p>(オ) NTT ブランド使用ルール整備</p> <p>NTT グループ各社が社名の一部に「NTT●●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTT グループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。また、後述のとおり、株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する「フレッツ・テレビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。</p> <p>(カ) 「フレッツ」のサービス名称使用</p> <p>オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009 年 2 月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導^{※3}が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です^{※4}。</p> <p>NTT 法で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT 東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省殿においては、適切な措置等を講じるべきと考えます。</p> <p>※3 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008 年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009 年 2 月 25 日)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1</p>

検証結果案	意見
	<p>※4 別添資料②参照</p>
<p>その他</p>	<p>(ア) NTT 東西殿への番号ポ手続きの不備によるユーザへの二重請求</p> <p>競争事業者から NTT 東西殿へ番号ポータビリティを行う際に、NTT 東西殿の手続き不備により移転元事業者(競争事業者)のサービスが解約されず、ユーザへの請求が二重に行われるトラブルが発生しています。本件については、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011 年度)」において弊社共より意見を提出し、再意見等において NTT 東西殿は移転先事業者(NTT 東西殿)から「移転元事業者への連絡不備が原因との見解により、社内における注意喚起及び再発防止措置を講じる」としました。その結果、総務省殿による本件について特段の措置等はなされず、NTT 東西殿の上記措置を踏まえ当該措置の遵守状況について注視する旨の考え方が示されたと認識しています。</p> <p>しかしながら、現時点(2012年6月)においても二重請求のトラブルは年間数十件のペースで発生しており、NTT 東西殿が再発防止措置を講じたとされる時期以後も改善されていない状況にあります。総務省殿においては、現にユーザに不利益が発生している状況を踏まえ、NTT 東西殿の再発防止策自体の実効性があるか等の踏み込んだ検証を行い、二重請求撲滅に向けて必要な指導等をして頂くことを要望します。</p> <p>(イ) 電話帳掲載における不利な取り扱い</p> <p>現在、一部の電話帳発行事業者が NTT 西日本殿の保有する番号情報データベースシステム(以下、「TDIS」という。)から情報提供を受ける際、事業者を選別して情報を抽出し電話帳の発行を行っているため、ユーザにおいては利用する電話サ</p>

検証結果案	意見
	<p>一ビス事業者によって電話番号が電話帳に掲載されないケースが出ております。電話帳発行を行うに当たって、一般的に電話帳発行事業者は、TDIS に番号登録を行う側の電気通信事業者とは特段の個別契約を締結することがないため、事業者を選別せずに電話帳発行を行っています。しかしながら、お客様が掲載情報として想定していない事業者識別情報をTDIS 情報の抽出条件として設定できるために上記問題が生じていると考えられ、これにより、止む無く電話サービスの提供事業者そのものを変更するユーザも存在しています。</p> <p>本事象は、結果的に競争事業者が公正な競争を行う環境を阻害しているのみならず、電話帳会社を選別せずに電話帳掲載を希望して電話番号情報を提供しているお客様の権利利益をも害しているものと考えます。加えて、掲載に当たって本来不要である事業者識別情報を利用して電話帳発行が行われている点については、個人情報保護の観点から電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第 29 条第 2 項及び第 3 項の抵触等が懸念されます。従って、総務省殿においては、実態の調査及び問題の検証を行ったうえで、電話番号情報の抽出条件を見直す等、是正措置を講じて頂くことを要望します。</p> <p>(ウ) NTT 東西殿のフレッツ光サービスの電話勧誘販売</p> <p>昨年来、弊社共のユーザからの Yahoo! BB サービスを変更・解約したいとの申し出において、その変更・解約理由が実際には NTT 東西殿のフレッツ光サービスの電話勧誘販売に関する苦情・お問合せに起因するものであったと判明するケースが日常的に発生しています。</p> <p>苦情・お問合せの代表的な例として、頻繁・執拗な勧誘電話が多い事その他、</p> <p>① サービス提供事業者名 (NTT 東西殿) と代理店名を正しく名乗っていない</p>

検証結果案	意見
	<p>ため、折り返ししようにもどこにかけ直せばよいか不明</p> <p>② 実際には実在しない「ブロードバンドセンター」「ヤフーカスタマセンター」といった弊社共または弊社共サービスを想起させる名称を使つての架電であつたため、弊社共からの勧誘かと勘違いした</p> <p>③ 下記のような虚偽の案内を受けたため、弊社共サービスである Yahoo!BB ADSL から光回線に変更しなければならないのかと勘違いした</p> <ul style="list-style-type: none"> -回線が古くなつている -端末を交換しなければならない -ADSL がなくなる -光に変えなければならない <p>といった内容が挙げられますが、①や②については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に定める重要事項説明の項目や方法を遵守していないと考えられ、また②や③については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に記載の「利用者等に対して、電気通信役務の料金品質面等に関して不当な情報提供を行い、または必要事項を十分かつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、または自己の提供するサービスの契約へ誘導すること」に該当すると考えます。</p> <p>こうした営業行為は、結果として電気通信市場の健全な発達を妨げると共に、何よりも利用者利便性を阻害する行為に他ならないため、NTT 東西殿に代理店指導・監督を適切に行つて頂くよう、総務省殿には然るべき措置を講じて頂くことを要望致します。</p>

以上

「フレッツ・テレビ」に関する広告物の一例

別添資料②

工事を依頼いただくと、配線・設定まですべておまかせ!

正しく設置できるかどうかを事前に確認いただけるから安心です!

戸建て向け室内配線工事イメージ

★テレビ2台までの設置・修理工事 (月曜祝祭日除く) **工事費無料**

このサービスは、お家のテレビが壊れたときや、新しいテレビを設置したいときに使えます。工事費は無料です。ただし、テレビ本体の交換には別途料金がかかります。

工事内容

- 故障修理 (電源修理、映像修理、音声修理)
- テレビの設置 (壁掛け、卓上)
- 接続 (HDMI、アンテナ)

★テレビ1台の接続・修理工事 (単独配線工事)

テレビが壊れたときや、新しいテレビを設置したいときに使えます。工事費は無料です。ただし、テレビ本体の交換には別途料金がかかります。

工事内容

- 故障修理 (電源修理、映像修理、音声修理)
- テレビの設置 (壁掛け、卓上)
- 接続 (HDMI、アンテナ)

★導入工事のの流れ (概要)

1. 受付・お申し込み	2. 工事前のご確認	3. 工事当日のご確認	4. テレビの設置	5. テレビの接続
お申し込みの受付、お申し込みの受付、お申し込みの受付	お申し込みの受付、お申し込みの受付、お申し込みの受付	お申し込みの受付、お申し込みの受付、お申し込みの受付	お申し込みの受付、お申し込みの受付、お申し込みの受付	お申し込みの受付、お申し込みの受付、お申し込みの受付

0120-115116 営業時間内専用ダイヤル

045-330-5763 営業時間内専用ダイヤル

NTT 東日本

フレッツ・テレビ

テレビに**光**をつないで
スポーツを**アツク**楽しめ!

フレッツテレビのサービス内容

- BSデジタルも地デジ受信できる!
- BSでテレビをもっと楽しむ
- フレッツテレビのサービス内容

0120-115116 営業時間内専用ダイヤル

045-330-5763 営業時間内専用ダイヤル

あたかもNTT東日本殿のサービスのような表記